

特別徴収切替届出(依頼)書

令和	所在地 (住所)	〒 166 - 8570 杉並区阿佐谷南1-15-1											特別徴収義務者 指定番号	33333333	※区市町村ごとに異なります		
		スギナミクヤクショ												新規の場合、納入書(要・不要)			
		杉並区役所											担当者 連絡先	係	〇〇課 〇〇係		
		代表取締役 阿佐谷 太郎												氏名	杉並 良子		
杉並区長宛	法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	電話	03-3312-2111	
給与 所得者	フリガナ	スギナミ ハナコ											旧姓		(普通徴収分) 納税通知書番号	55555555	
	氏名	杉並 花子													普通徴収切替期別	期別を〇で囲んでください。 〔1・2・3・4〕期以降を切替希望	
	生年月日	昭和 平成 11 年 11 月 11 日														※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	1月1日現在の住所	〒 123 - 〇〇〇〇 杉並区高井戸西〇-□-△△											特別徴収開始予定月	7 月分 (8 月 10 日納期分) から特別徴収を開始します。			
	現在の住所	※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											届出理由	1. 入社 2. その他()			
	受給者番号	1234567											月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※届出日から3週間以内の日付である場合、通知書の発送が間に合わないことがあります。			

法人の場合は「法人番号」を記入してください。
個人事業主の場合は記入不要です。

必要な場合は記入してください。

【添付書類】普通徴収の納付書
切替期別以降の納付書(納期未到来分)を添付してください。すでに納付済の分や口座振替の場合は不要です。添付ができない場合は破棄をお願いします。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度相当分については、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 税額決定通知書の発送までに約3週間かかるため、給与計算の締切日等を考慮し、余裕を持って特別徴収開始予定月を設定してください。
特別徴収開始予定月の翌月を開始月として処理することがあります。
※月割額は、税額決定通知書にてご確認ください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

※ 杉並区 記入欄	[納付書] 有(1・2・3・4)・無	[納付書破棄] 済・ /	様依頼済・不要											
	[口振] 無・有(全期・期別)	控送付	月	日	送付済									
	月割額	円	確認	入力	点検									
	特別徴収税額	円												
備考	前指定番号							宛名番号						